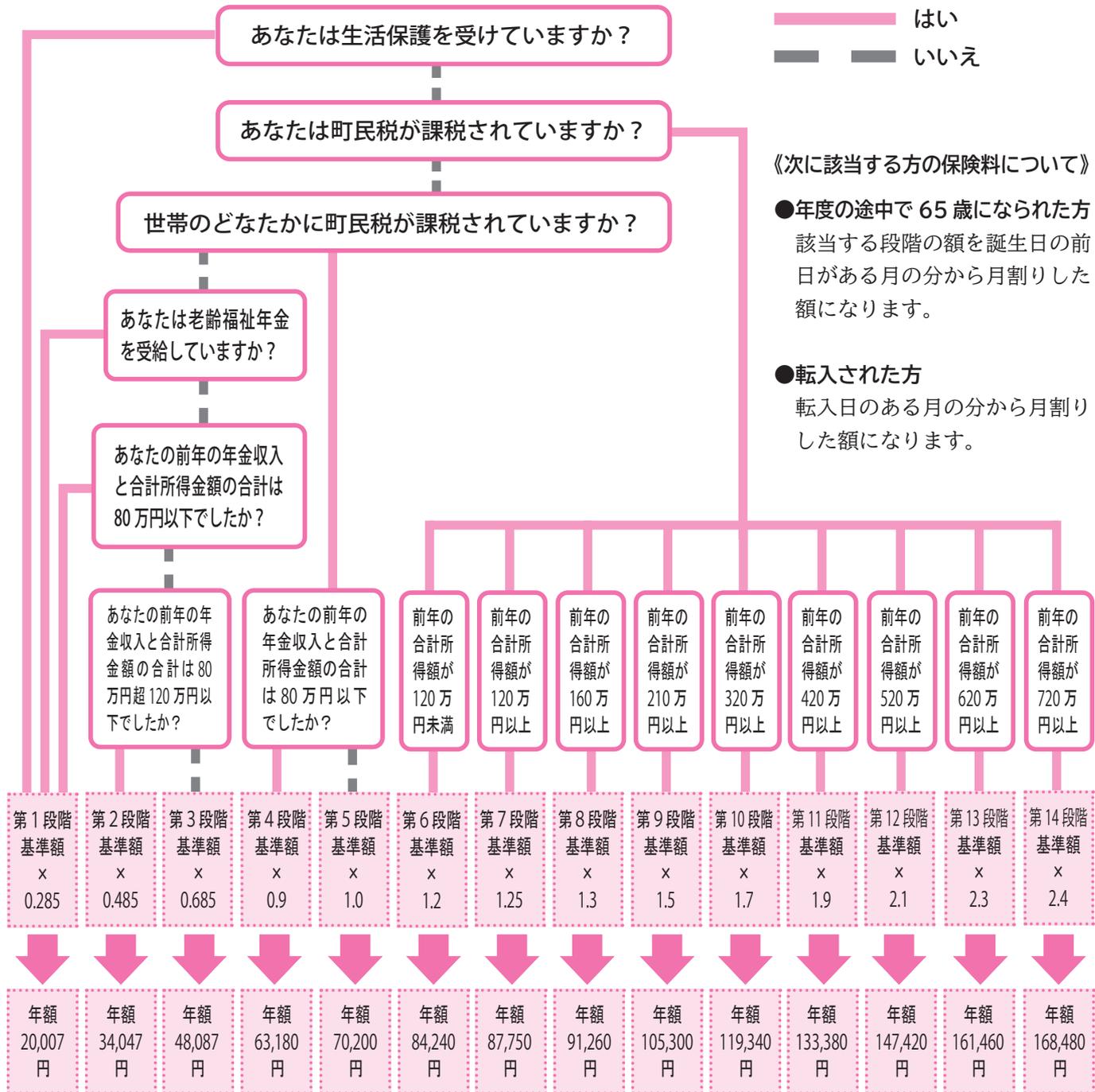


白鷹町の1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は「14段階」に分かれます。

白鷹町の介護保険料基準額 70,200円（年額）



※年金収入には、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。
 ※合計所得金額には、株式譲渡所得などの申告分離課税の所得金額を含み、退職所得、雑損失、繰越損失は含みません。
 土地建物等の譲渡所得に特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いて算定します。
 ※第1段階から第5段階については、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額で判定されます。

介護保険料の納付について
ご相談ください

災害などの事情で保険料の納付が困難な時は、申請により保険料徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。
 また、介護保険料の納付が遅れている方や、その他の特別な事情があり保険料の納付が難しい方などは、未納のままにせず、税務出納課収納係にご相談ください。

令和6年度から 介護保険料が変わります

(令和6年度～令和8年度までの3年間)

【問い合わせ】

介護保険に関すること／健康福祉課介護保険係 ☎ 86-0213・地域包括支援センター係 ☎ 86-0112
介護保険料に関すること／税務出納課町民税係 ☎ 85-6132・収納係 ☎ 85-6106

介護保険は、少子高齢化が進む中、社会全体で介護を必要とする方や家族・介護者を支える仕組みとしてつくられた制度です。制度を持続的・安定的に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行います。

高齢になっても住み慣れた地域において元気に過ごすことができるよう地域で支え合いながら、生きがいづくりによる社会参画や介護予防への取組をさらにすすめるとともに、医療、介護、介護予防などの連携を図り、誰もが安心して生活できるように第9期介護保険事業計画を策定しました。

その計画の中で、令和6年度からの介護報酬改定や、今後の高齢化の推移、介護・介護予防サービスの利用者数や利用量の見込みなどを基に、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を設定しました。(第9期介護保険事業計画は町ホームページでご確認いただけます。)

第1号被保険者の 介護保険料基準額

介護保険は、町が保険者となつて事業を運営しています。その被保険者は、町内に住所を有する40歳以上の方で、年齢によって第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)に分けられます。

介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料について見直しを行いました。この見直しにあたっては、今後3年間の介護サービス利用量と総給付費および事業費等を推計し、町の介護給付費準備基金を取り崩すなどで保険料の上昇を抑えました。このことを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額を前期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度)と同額の年額70,200円に設定しました。なお、第2号被保険者の保険料は、それぞれ加入している医療保険によって異なりますので、それぞれの保険者から通知されます。

所得段階ごとの 介護保険料

国は、介護保険料に関する見直しを行い、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。

白鷹町の介護保険料は、この国の見直しを踏まえ、被保険者本人や世帯員の所得に応じてこれまで10段階だった所得区分を14段階に増やしています。

11段階から14段階までの方は介護保険料が増額となりますが、介護保険制度の持続的・安定的な運営のためご理解いただき、納付にご協力をお願いします。

なお、令和6年度から令和8年度も第1段階から第3段階までの方に対し、公費による保険料の軽減を行います。

保険料の納付については、7月の保険料額決定通知書とともに送付するリーフレットをご覧ください。